能登町買取型復興公営住宅整備事業

（（（（仮称）宇出津・松波団地）

提出書類説明書（様式集）

令和７年９月

能　登 町

### 第１ 基本事項

本提出書類説明書（以下「様式集」という。）は「能登町買取型復興公営住宅整備事業（（仮称）宇出津・松波団地）」（以下「本事業」という。）の実施に当たり、応募する事業者が提出書類を作成するために必要な事項及び様式等を示したものである。

本様式集は、本事業における事業者募集要項、事業者からの質問に対する回答、町が配布するその他の資料と一体のものとして取り扱う。

なお、本様式集で使用する用語の定義は、別に定める「能登町買取型復興公営住宅整備事業事業者募集要項」の規定による。

### 第２ 提出書類の作成要領

### １ 提出書類の作成

⑴ 応募する事業者は、以下の事項及び各様式に記載された注意書きに従って、各様式に定める必要書類を作成すること。

⑵ 提出書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法に定めるもの、時刻は日本標準時とすること。

### ２ 提出書類の体裁・提出部数

⑴ 提案書等に記載の提案内容は、具体的かつ簡潔な表現とすること。なお、必要に応じて、着色や図表・イラスト、概念図等を用いても構わない。

⑵ 提案書等に記載する文字の大きさは、原則として、10 ポイント以上とすること。ただし、図表の説明等やむを得ない場合はこの限りではない。

⑶ 提案書等の余白は、左側（綴じ代側）は 20 ㎜以上、その他は 15 ㎜以上設けること。ただし、様式番号、参加者番号欄、ページ番号等はこの限りではない。

⑷ 提案書等は、Ａ４版・縦使いを原則とし、左側綴じとすること。 Ａ３版は、横使いとしてＡ４版に綴じ込むこと。

⑸ 提案書の提出部数は、正本１部、副本１０部、電子データ（Microsoft Word 形式及びAdobe PDF 形式）を、簡易書留郵便又は持参により提出すること。

⑹ 各様式右上の参加者番号欄は事務局が記載するので、事業者は記載しないこと。

### ３ 事業者を特定できる記載事項の禁止等

⑴ 提出書類の提案書（様式３－３から３－７）の作成にあたっては、審査の客観性を確保するため、応募する事業者（構成員を含む。）を特定できるような表示（名称、商号その他これらに類するもの）は、一切付さないこと。

⑵ 提案書に町が指定する書類以外の書類又は資料の添付等があった場合には、その書類及び資料を提案書から除くとともに、悪質と判断される場合には、その事業者を失格とする。

### 第３ 参加表明書・提案書の綴じ方

⑴ 正本１部は、差し替えが容易にできるファイリング（左端にパンチ穴を開け、ファイルに綴じ込む等）とし、必要に応じて見出しラベルを貼付する。

⑵ 副本（参加表明書２部、提案書10部）は、簡易なファイリングで構わない。

ア 単体企業の場合（参加表明書等）

（様式２―１）参加表明書（単体企業用）

（添付書類）商業登記簿謄本

（様式２―５①～⑤）資格確認調書

印鑑登録証明書の写し

納税証明書の写し

（添付書類）建築士事務所登録通知書（コピー）

（添付書類）建設業許可通知書（コピー）

（添付書類）宅地建物取引業者免許証（コピー）

（添付書類）設計・工事監理業務の実績（コピー）

（添付書類）建設工事の実績（コピー）

（又は現在事項全部証明書）の写し

イ 連合体の場合（参加表明書等）

納税証明書の写し

（様式２―１）参加表明書（連合体用）

（様式２―２）委任状

（様式２―３①、②）参加事業者構成表

（添付書類）商業登記簿謄本

（様式２―４）参加事業者連絡先一覧表

（様式２―６）資格確認調書（設計企業）

印鑑登録証明書の写し

（添付書類）建築士事務所登録通知書（コピー）

（添付書類）設計業務の実績（コピー）

（様式２―７）資格確認調書（工事監理企業）

（添付書類）建築士事務所登録通知書（コピー）

（添付書類）工事監理業務の実績（コピー）

（様式２―８）資格確認調書（建設企業）

（添付書類）建設業許可通知書（コピー）

（添付書類）建設工事の実績（コピー）

（様式２―９）資格確認調書（売買企業）

（添付書類）宅地建物取引業者免許証（コピー）

（又は現在事項全部証明書）の写し

### 第４ 提出書類リスト

**１ 説明会及び質問**

|  |  |
| --- | --- |
| 名 称 | 様 式 |
| 事業者募集要項等に関する説明会参加申込書 | 1-1 |
| 事業者募集要項等に関する質問書 | 1-2 |

**２ 応募資格の適格審査**

|  |  |
| --- | --- |
| 名 称 | 様 式 |
| 参加表明書（単体企業用、連合体用）（商業登記簿謄本（又は現在事項全部証明書）の写し、印鑑登録証明書の写し、納税証明書（所得税・法人税・消費税・県民税・事業税）の写し） | 2-1 |
| 委任状 | 2-2 |
| 参加事業者構成表 | 2-3①、② |
| 参加事業者連絡先一覧表 | 2-4 |
| 資格確認調書（単体企業） | 2-5①～⑤ |
| 資格確認調書（設計企業） | 2-6①～③ |
| 資格確認調書（工事監理企業） | 2-7①～③ |
| 資格確認調書（建設企業） | 2-8①～③ |
| 資格確認調書（売買企業） | 2-9①～③ |

**３ 提案書**

|  |  |
| --- | --- |
| 名 称 | 様 式 |
| 提案書提出書（単体企業用、連合体用） | 3-1 |
| 基本的事項の適格審査チェックリスト | 3-2 |
| 建設工期・売買価格提案書 | 3-3① |
| 売買価格提案書（内訳） | 3-3② |
| 資金調達計画書 | 3-4 |
| 事業実施体制に関する提案書（団地毎に作成）　A4版（各団地1枚） | 3-5 |
| 住まい・まちづくりに関する提案書（団地毎に作成）A3版（各団地3枚） | 3-6 |
| 施工計画に関する提案書（団地毎に作成）　A4版（各団地1枚） | 3-7 |
| 事業工程表（団地毎に作成）　A4版（各団地1枚） | 3-8 |

（様式１－１）

令和 年 月 日

# 事業者募集要項等に関する説明会 参加申込書

「能登町買取型復興公営住宅整備事業（（仮称）宇出津・松波団地）」の事業者募集要項等に関する説明会への参加を申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 会 社 名 |  |
| 所 在 地 |  |
| 担 当 者 名 |  |
| 所 属 |  |
| 電 話 番 号 |  |
| 電子メールアドレス |  |
| 説明会参加者人数 |  |

注：申込期間：令和７年９月17 日（水）～令和７年９月25 日（木）午後４時必着

注：申込については、下記まで電子メールでお願いします。

注：資料は各自で用意してください。

注：説明会への参加人数は、1事業者グループ最大２人としてください。

【申込先】

能登町復興住宅課

TEL：０７６８－６２－４７０４

電子メールアドレス：fukkoujutaku@town.noto.lg.jp

（様式１－２）

令和 年 月 日

# 事業者募集要項等に関する質問書

「能登町買取型復興公営住宅整備事業（（仮称）宇出津・松波団地）」の募集要項等に関して、以下のとおり質問します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出者 | 会 社 名 |  |
| 所 在 地 |  |
| 担当者名 |  |
| 所属 |  |
| 電話番号 |  |
| 電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  |
| 番号 | 区分 | 頁 | 事項 | 内容 |
|  |  |  |  |  |

注：１ 欄が不足する場合は、複写して記入・提出すること。

注：２ 提出期間：令和７年９月17 日（水）～令和７年10月６ 日（月）午後４時必着

注：３ 質問が複数ある場合には「番号」を振ること。公表した図書等に対する質問の場合は、「区分」に「事業者募集要項」等、「頁」に該当ページ、「事項」に当該ページの表題等を記載すること。

（様式２―１）注：単体企業の場合

# 参加表明書

能登町長 吉田 義法 様

令和 年 月 日

提出者

商号又は名称 ：

所在地 ：

代表者氏名 ： 印

連絡担当者

所属 ：

氏名 ：

電話番号 ：

（携帯電話等注：1） ：

Ｅ－ｍａｉｌ ：

「能登町買取型復興公営住宅整備事業（（仮称）宇出津・松波団地）」について、事業者募集要項に基づき参加することを表明します。

なお、本事業にかかる「事業者募集要項 第３ 事業者の参加資格及び選定に関する事項　１ 応募する事業者の備えるべき参加資格要件」に該当するものであること、並びに本書及び様式２－５の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

注：１「携帯電話等」欄には、休日等においても連絡可能な番号を記載すること。

注：２ 提出期間：令和７年９月17日（水）～令和７年９月30日（火）午後４時必着

注：３ 次の書類を添付すること。

・事業者の商業登記簿謄本（又は現在事項全部証明書）の写し

・事業者の印の印鑑登録証明書の写し（発効日から３ヶ月以内のもの）

　ただし、個人事業者は商業登記簿謄本に代わる書類の提出は不要とする。

注：４ 税に関し滞納がないことの証明等の書類を添付すること。

１．国税（税務署）

納税証明書交付請求書にて下記の交付を受け提出すること。

個人の場合：「証明書の種類（その３の２）」にて請求する「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納税額がないことの証明書

法人の場合：「証明書の種類（その３の３）」にて請求する「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納税額がないことの証明書

２．県税（県総合（県税）事務所）

納税証明書交付申請書にて下記の申請をし、交付を受け提出すること。

使用目的欄：「その他」に ✅ を付け、カッコ内に「能登町買取型復興公営住宅整備事業の応募」と記載する。

証明事項欄：「県税全般 滞納がないこと」に ✅ を付ける。

３．市町村税（市町村）

市町村税は住所を有する市町村が窓口となるので、必要な申請を行い、交付（滞納がないことの証明等）を受け提出すること。

（様式２―１）注：連合体の場合

# 参加表明書

令和 年 月 日

能登町長 吉田 義法 様

提出者

商号又は名称 ：

連合体名 ：

代表企業 ：

所在地 ：注：代表企業の本店所在地を記入

代表者氏名 ： 印

連絡担当者

所属 ：

氏名 ：

電話番号 ：

（携帯電話等注：1） ：

Ｅ－ｍａｉｌ ：

「能登町買取型復興公営住宅整備事業（（仮称）宇出津・松波団地）」について、事業者募集要項に基づき参加することを表明します。

なお、本事業にかかる「事業者募集要項 第３ 事業者の参加資格及び選定に関する事項　１ 応募する事業者の備えるべき参加資格要件」に該当するものであること、並びに本書及び様式２－３、２－４、２－６、２－７、２－８、２－９の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

注：１「携帯電話等」欄には、休日等においても連絡可能な番号を記載すること。

注：２ 提出期間：令和７年９月17日（水）～令和７年９月30日（火）午後４時必着

（様式２－２）

# 委任状

令和 年 月 日

能登町長 吉田 義法 様

連合体構成員

所在地 ：

商号又は名称 ：

代表者氏名 ： 印

連合体構成員

所在地 ：

商号又は名称 ：

代表者氏名 ： 印

連合体構成員

所在地 ：

商号又は名称 ：

代表者氏名 ： 印

私達は、下記の者に「能登町買取型復興公営住宅整備事業（（仮称）宇出津・松波団地）」に関する次の権限を委任します。

記

## 代表企業（代理人）

所在地 ：

商号又は名称 ：

代表者氏名 ： 印

代表企業（代理人）提出書類等使用印鑑 印

委任事項

１ 提出書類等の提出に関すること

２ 町との連絡調整等に関すること

注：１　連合体構成員欄が不足する場合は、複写のうえ連続して記入すること。（複数頁可）

注：２ 次の書類を添付すること。

・全構成員の商業登記簿謄本（又は現在事項全部証明書）の写し

・全構成員の印の印鑑登録証明書の写し（発効日から３ヶ月以内のもの）

ただし、個人事業者は商業登記簿謄本に代わる書類の提出は不要とする。

注：３ 連合体構成等の事情を考慮し、１頁に１構成員の記名押印とすることは可とする。

ただし、代表企業はすべてに記名押印すること。

（様式２－３①）

# 参加事業者構成表

### １ 代表企業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 代 表 事 業 者 | 所 在 地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者氏名  |  |

**２ 設計企業及び工事監理企業**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| （役割）□ 設 計 企 業□工事監理企業 | 所 | 在 | 地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者氏名  |  |
| （役割）□ 設 計 企 業□工事監理企業 | 所 | 在 | 地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者氏名  |  |
| （役割）□ 設 計 企 業□工事監理企業 | 所 | 在 | 地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者氏名  |  |

注：該当する業務にチェックを入れること。

### ３ 建設企業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 建設企業① | 所 在 地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者氏名  |  |
| 建設企業② | 所 在 地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者氏名  |  |
| 建設企業③ | 所 在 地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者氏名  |  |
| 建設企業④ | 所 在 地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者氏名  |  |
| 建設企業⑤ | 所 在 地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者氏名  |  |

（様式２－３②）

### ４ 売買企業

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 宅地建物取引事業者 | 所 | 在 | 地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代 表 者 氏 名 |  |
| 免 許 証 番 号 | 免許（ | ） | 号 |

注：１ 欄が不足する場合は、複写のうえ記入すること。（複数頁可）

注：２ 全構成員の納税証明書の写しの最新のものを添付すること。

注：３ 添付する納税証明書の写しはコピーでも可とする。

１．国税（税務署）

納税証明書交付請求書にて下記の交付を受け提出すること。

個人の場合：「証明書の種類（その３の２）」にて請求する「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納税額がないことの証明書

法人の場合：「証明書の種類（その３の３）」にて請求する「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納税額がないことの証明書

２．県税（県総合（県税）事務所）

納税証明書交付申請書にて下記の申請をし、交付を受け提出すること。

使用目的欄：「その他」に✅付け、カッコ内に「能登町買取型復興公営住宅整備事業の応募」と記載する。

証明事項欄：「県税全般 滞納がないこと」に✅を付ける。

３．市町村税（市町村）

市町村税は住所を有する市町村が窓口となるので、必要な申請を行い、交付（滞納がないことの証明等）を受け提出すること。

（様式２－４）

# 参加事業者連絡先一覧表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 商号又は名称 |  |
| 担 | 当 者 | 名 |  |
| 代表企業構成員① |
| 所 |  | 属 |  |
| 所 | 在 | 地 |  |
| 電 | 話 番 | 号 |  |
| 電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  |
| 構成員② | 商号又は名称 |  |
| 担 | 当 者 | 名 |  |
| 所 |  | 属 |  |
| 所 | 在 | 地 |  |
| 電 | 話 番 | 号 |  |
| 電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  |
| 構成員③ | 商号又は名称 |  |
| 担 | 当 者 | 名 |  |
| 所 |  | 属 |  |
| 所 | 在 | 地 |  |
| 電 | 話 番 | 号 |  |
| 電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  |
| 構成員④ | 商号又は名称 |  |
| 担 | 当 者 | 名 |  |
| 所 |  | 属 |  |
| 所 | 在 | 地 |  |
| 電 | 話 番 | 号 |  |
| 電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  |
| 構成員⑤ | 商号又は名称 |  |
| 担 | 当 者 | 名 |  |
| 所 |  | 属 |  |
| 所 | 在 | 地 |  |
| 電 | 話 番 | 号 |  |
| 電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  |

注：欄が不足する場合は、複写のうえ記入すること。（複数頁可）

（様式２－５①）

# 資格確認調書（単体企業）

### １ 基本要件

**⑴ 設計・工事監理業に関する資格の確認**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 建事 | 築務 | 士所 |  | 名 |  | 称 |  |  |  | 適・否 |
| 所 在 地 |  |
| 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別 |  |
| 登録申請者 | 氏名又は名称 |  |
| 住所又は事務所所在地 |  |
| 登録年月日 |  |  |  |  | 〇〇 | 年 | 月 | 日 |  |  |
| 登録番号  |  |
| 有効期間  | 〇〇 |  | 年 | 月 |  | 日から | 令和 | 年 | 月 | 日まで |
| 建在 | 築籍 | 士数 | 一 | 級 |  |  | － |
| 二 | 級 |  |  |
| 設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係がある管理技術者の配置 | 適・否 |
| 工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係がある管理技術者の配置 | 適・否 |
| 一級建築士事務所登録通知書のコピーの添付 | 適・否 |

注：１ 適否欄は参加者がチェックすること。

注：２ 建築士法第 23 条の３第１項の規定に基づく一級建築士事務所登録通知書のコピーを添付すること。

### ⑵ 建築工事業に関する資格の確認

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 商号又は名称  |  | 適・否 |
| 代 表 者 氏 名 |  |
| 許 可 番 号 |  |
| 許可の有効期限 |  |
| 建設業の種類  |  |
| 建設業許可通知書のコピーの添付 | 適・否 |

注：１ 適否欄は参加者がチェックすること。

注：２ 建設業法第３条の規定に基づく建設業許可通知書のコピーを添付すること。

### ⑶ 宅地建物取引業に関する資格の確認

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 商号又は名称 |  | 適・否 |
| 代表者氏名  |  |
| 主たる事務所 |  |
| 免許証番号  |  |
| 有 効 期 間 | 〇〇 | 年 | 月 | 日から | 令和 | 年 | 月 | 日まで |
| 専任の宅地 建物取引士  | 氏 | 名 |  | － |
| 登録番号 |  |
| 宅地建物取引業者免許証及び宅地建物取引士証のコピーの添付 | 適・否 |

注：１ 適否欄は参加者がチェックすること。

注：２ 宅地建物取引業法第３条第１項の規定に基づく宅地建物取引業者免許証及び同法第 22 条の２第１項に基づく宅地建物取引士証のコピーを添付すること。

（様式２－５②）

### ２ 主要業務の実績

**⑴ 設計業務の実績**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １ | 業 | 務 | 名 |  | 適・否 |
| 工 | 事 場 | 所 |  |
| 建 | 築 主 | 名 |  |
| 延 | べ 面 | 積 | ㎡ | 階 | 数 |  |
| 構 |  | 造 |  | 戸 | 数 | 戸 |
| 業 | 務 期 | 間 | 〇〇 | 年 | 月 | 日から | 令和 | 年 | 月 | 日まで |
| 備 |  | 考 |  |
| ２ | 業 | 務 | 名 |  | 適・否 |
| 工 | 事 場 | 所 |  |
| 建 | 築 主 | 名 |  |
| 延 | べ 面 | 積 | ㎡ | 階 | 数 |  |
| 構 |  | 造 |  | 戸 | 数 | 戸 |
| 業 | 務 期 | 間 | 〇〇 | 年 | 月 | 日から | 令和 | 年 | 月 | 日まで |
| 備 |  | 考 |  |
| 記載した主要業務の実績が、明確かつ容易に確認出来る資料の添付 | 適・否 |

・平成27年４月１日から令和７年３月31日までの10年間に元請けとして受注し完了した、３階建て以上の共同住宅（10 戸以上）の新築設計業務の実績を記入すること。

注：１ 適否欄は参加者がチェックすること。

注：２ 記載した主要業務の実績が、明確かつ容易に確認出来る資料を添付すること。

（確認済証及び検査済証の写し、ＣＯＲＩＮＳ・ＴＥＣＲＩＳ実績の写し、契約書の写し等）

注：３ 複数の実績は要しません。予備としての記入は可能です。

### ⑵ 工事監理業務の実績

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １ | 業 | 務 | 名 |  | 適・否 |
| 工 | 事 場 | 所 |  |
| 建 | 築 主 | 名 |  |
| 延 | べ 面 | 積 | ㎡ | 階 | 数 |  |
| 構 |  | 造 |  | 戸 | 数 | 戸 |
| 業 | 務 期 | 間 | 〇〇 | 年 | 月 | 日から | 令和 | 年 | 月 | 日まで |
| 備 |  | 考 |  |
| ２ | 業 | 務 | 名 |  | 適・否 |
| 工 | 事 場 | 所 |  |
| 建 | 築 主 | 名 |  |
| 延 | べ 面 | 積 | ㎡ | 階 | 数 |  |
| 構 |  | 造 |  | 戸 | 数 | 戸 |
| 業 | 務 期 | 間 | 〇〇 | 年 | 月 | 日から | 令和 | 年 | 月 | 日まで |
| 備 |  | 考 |  |
| 記載した主要業務の実績が、明確かつ容易に確認出来る資料の添付 | 適・否 |

・平成27年４月１日から令和７年３月31日までの10年間に元請けとして受注し完了した、３階建て以上の共同住宅（10 戸以上）の新築設計業務の実績を記入すること。

・平成27年４月１日から令和７年３月31日までの10年間に元請けとして受注し完了した、施設等の解体撤去に係る工事監理業務の実績を記入すること。

注：１ 適否欄は参加者がチェックすること。

注：２ 記載した主要業務の実績が、明確かつ容易に確認出来る資料を添付すること。

（確認済証及び検査済証の写し、ＣＯＲＩＮＳ・ＴＥＣＲＩＳ実績の写し、契約書の写し等）

注：３ 複数の実績は要しません。予備としての記入は可能です。

（様式２－５③）

### ⑶ 施工業務の実績

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １ | 業 | 務 | 名 |  | 適・否 |
| 工 | 事 場 | 所 |  |
| 建 | 築 主 | 名 |  |
| 延 | べ 面 | 積 | ㎡ | 階 | 数 |  |
| 構 |  | 造 |  | 戸 | 数 | 戸 |
| 業 | 務 期 | 間 | 〇〇 | 年 | 月 | 日から | 令和 | 年 | 月 | 日まで |
| 備 |  | 考 |  |
| ２ | 業 | 務 | 名 |  | 適・否 |
| 工 | 事 場 | 所 |  |
| 建 | 築 主 | 名 |  |
| 延 | べ 面 | 積 | ㎡ | 階 | 数 |  |
| 構 |  | 造 |  | 戸 | 数 | 戸 |
| 業 | 務 期 | 間 | 〇〇 | 年 | 月 | 日から | 令和 | 年 | 月 | 日まで |
| 備 |  | 考 |  |
| 記載した主要業務の実績が、明確かつ容易に確認出来る資料の添付 | 適・否 |

・平成27年４月１日から令和７年３月31日までの10年間に元請けとして受注し完了した３階建て以上の共同住宅（10 戸以上）の新築施工業務の実績を記入すること。

・平成27年４月１日から令和７年３月31日までの10年間に元請けとして受注し完了した、施設等の解体撤去に係る工事の実績を記入すること。

注：１ 適否欄は参加者がチェックすること。

注：２ 記載した主要業務の実績が、明確かつ容易に確認出来る資料を添付すること。

（確認済証及び検査済証の写し、ＣＯＲＩＮＳ・ＴＥＣＲＩＳ実績の写し、契約書の写し等）

注：３ 複数の実績は要しません。予備としての記入は可能です。

（様式２－５④）

### ３　応募者の共通の資格要件

本事業にかかる「事業者募集要項」　第３ 事業者の参加資格及び選定に関する事項「１ 応募する事業者の備えるべき参加資格要件」を満たすことを誓約します。

|  |  |
| --- | --- |
| 応募者の共通の資格要件 | 資格要件の適合 |
| ア　「成年被後見人」に該当しない | 適・否 |
| イ　「民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第３条第３項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第89 号）第 11 条に規定する準禁治産者」に該当しない | 適・否 |
| ウ　「被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの 」に該当しない | 適・否 |
| エ　「民法第 17 条第１項の規定による契約締結に関する同意付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの 」に該当しない | 適・否 |
| オ　「営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの」に該当しない | 適・否 |
| カ　「破産法（平成 16 年６月２日法律第 75 号）第 256 条による復権の決定を受けていない者」に該当しない | 適・否 |
| キ　「地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者」に該当しない | 適・否 |
| ク　「建設業法第 28 条第３項又は第５項の規定による営業停止命令を受けている者」に該当しない | 適・否 |
| ケ　「宅地建物取引業法第 65 条第２項又は第４項の規定による業務の停止命令を受けている者」に該当しない | 適・否 |
| コ　「建築士法第 26 条第２項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者」に該当しない | 適・否 |
| サ　「会社更生法（平成14 年法律第154 号）第17 条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立て（以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第41 条第１項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199 条第１項の更生計画の認可の決定があった場合を除く」に該当しない | 適・否 |
| シ　「民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の第１項又は第２項の規定による再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第33 条第１項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174 条第１項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く」に該当しない | 適・否 |
| ス　「会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成17 年法律第87 号）第64 条による改正前の商法（明治32 年法律第48 号）第381 条第１項（会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者」に該当しない | 適・否 |
| セ　「破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の破産手続開始の申立てをなされている者」に該当しない | 適・否 |
| ソ　「過去１年間の国税、地方税その他公租公課について滞納している者」に該当しない  | 適・否 |
| タ　「能登町建設工事等請負業者の指名停止に関する要綱の規定による競争入札参加資格の指名停止措置を受けている者」に該当しない | 適・否 |
| チ　「能登町における令和７・８年度建設工事・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿に登録されていない者であって、能登町建設工事請負業者の指名停止に関する要綱に係る指名停止等措置基準の別表に掲げる行為（応募書類の受付日から当該別表に掲げる行為毎に、対応する期間を遡った日以後のものに限る。）を行った者」に該当しない | 適・否 |
| ツ　「能登町暴力団排除条例（平成24年３月16日条例第２号）の規定による排除措置を受けている者」に該当しない | 適・否 |
| テ 「本事業の審査委員会の委員又は委員と資本面もしくは人事面において関連がある者」に該当しない | 適・否 |

注：１　適否欄は参加者がチェックすること。

（様式２－５⑤）

本事業にかかる「事業者募集要項」　第３事業者の参加資格及び選定に関する事項を確認する次の書類を添付してください。

提出する添付資料のチェック欄にチェック（✓）を入れて、本様式も提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 添付資料 | チェック欄 |
| 様式2-1関連 | 事業者の商業登記簿謄本（又は現在事項全部証明書）の写し |  |
| 事業者の印鑑登録証明書の写し（発効日から３ヶ月以内のもの）※ただし、個人事業者は商業登記簿謄本に代わる書類の提出は不要とする。 |  |
| 税に関し滞納がないことの証明等の書類を添付すること（納税証明書の写しの最新のものを添付すること）。添付する納税証明書の写しはコピーでも可とする。１．国税（税務署）納税証明書交付請求書にて下記の交付を受け提出すること。個人の場合：「証明書の種類（その３の２）」にて請求する「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納税額がないことの証明書法人の場合：「証明書の種類（その３の３）」にて請求する「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納税額がないことの証明書２．県税（県総合（県税）事務所）納税証明書交付申請書にて下記の申請をし、交付を受け提出すること。使用目的欄：「その他」に ✅ を付け、カッコ内に「能登町買取型復興公営住宅整備事業の応募」と記載する。証明事項欄：「県税全般 滞納がないこと」に ✅ を付ける。３．市町村税（市町村）市町村税は住所を有する市町村が窓口となるので、必要な申請を行い、交付（滞納がないことの証明等）を受け提出すること。 |  |
| 様式2-5①関連 | （1）設計・工事監理業に関する資格を確認する資料：建築士法第23条の３第１項の規定に基づく一級建築士事務所登録通知書のコピー |  |
| （2）建築工事業に関する資格を確認する資料：建設業法第３条の規定に基づく建設業許可通知書のコピー |  |
| （3）宅地建物取引業に関する資格を確認する資料：宅地建物取引業法第３条第１項の規定に基づく宅地建物取引業者免許証及び同法第22条の２第１項に基づく宅地建物取引士証のコピー |  |
| 様式2-5②③関連 | （1）設計業務の実績を確認する資料 | （様式２－５②、③）で　記載した主要業務の実績が、明確かつ容易に確認出来る資料（確認済証及び検査済証の写し、ＣＯＲＩＮＳ・ＴＥＣＲＩＳ実績の写し、契約書の写し等） |  |
| （2）工事監理業務の実績を確認する資料 |  |
| （3）施工業務の実績を確認する資料 |  |
| （4）解体撤去業務の実績を確認する資料 |  |

（様式２－６①）

# 資格確認調書（設計企業）

### １ 基本要件

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 建築士事務所 |  | 名 |  | 称 |  |  |  | 適・否 |
| 所 在 地 |  |
| 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別 |  |
| 登 録 申 請 者 | 氏名又は名称 |  |
| 住所又は事務所所在地 |  |
| 登 録 年 月 日 |  |  |  |  | 〇〇 | 年 | 月 | 日 |  |  |
| 登 | 録 | 番 | 号 |  |
| 有 | 効 | 期 | 間 | 〇〇 |  | 年 |  | 月 | 日から | 令和 | 年 | 月 | 日まで |
| 建築士在籍数 | 一 級 |  | － |
| 二 級 |  |
| 設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係がある管理技術者の配置 | 適・否 |
| 一級建築士事務所登録通知書のコピーの添付 | 適・否 |

**２ 主要業務の実績**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １ | 業 | 務 | 名 |  | 適・否 |
| 工事場所  |  |
| 建築主名  |  |
| 延べ面積  | ㎡ | 階 数 |  |
| 構 |  | 造 |  | 戸 数 | 戸 |
| 業務期間  | 〇〇 | 年 | 月 | 日から | 令和 | 年 | 月 | 日まで |
| 備 |  | 考 |  |
| ２ | 業 | 務 | 名 |  | 適・否 |
| 工事場所  |  |
| 建築主名  |  |
| 延べ面積  | ㎡ | 階 数 |  |
| 構 |  | 造 |  | 戸 数 | 戸 |
| 業務期間  | 〇〇 | 年 | 月 | 日から | 令和 | 年 | 月 | 日まで |
| 備 |  | 考 |  |
| 記載した主要業務の実績が、明確かつ容易に確認出来る資料の添付 | 適・否 |

・平成27年４月１日から令和７年３月31日までの10年間に元請けとして受注し完了した３階建て以上の共同住宅（10 戸以上）の新築設計業務の実績を記入すること。

注：１ 適否欄は参加者がチェックすること。

注：２ 建築士法第 23 条の３第１項の規定に基づく一級建築士事務所登録通知書のコピーを添付すること。

注：３ 記載した主要業務の実績が、明確かつ容易に確認出来る資料を添付すること。

（確認済証及び検査済証の写し、ＣＯＲＩＮＳ・ＴＥＣＲＩＳ実績の写し、契約書の写し等）

注：４ 構成員ごとに、複写のうえ記入すること。（複数頁可）

注：５ 複数の実績は要しません。予備としての記入は可能です。

（様式２－６②）

### ３　応募者の共通の資格要件

本事業にかかる「事業者募集要項」　第３ 事業者の参加資格及び選定に関する事項「１ 応募する事業者の備えるべき参加資格要件」を満たすことを誓約します。

|  |  |
| --- | --- |
| 応募者の共通の資格要件 | 資格要件の適合 |
| ア　「成年被後見人」に該当しない | 適・否 |
| イ　「民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第３条第３項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第89 号）第 11 条に規定する準禁治産者」に該当しない | 適・否 |
| ウ　「被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの 」に該当しない | 適・否 |
| エ　「民法第 17 条第１項の規定による契約締結に関する同意付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの 」に該当しない | 適・否 |
| オ　「営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの」に該当しない | 適・否 |
| カ　「破産法（平成 16 年６月２日法律第 75 号）第 256 条による復権の決定を受けていない者」に該当しない | 適・否 |
| キ　「地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者」に該当しない | 適・否 |
| ク　「建設業法第 28 条第３項又は第５項の規定による営業停止命令を受けている者」に該当しない | 適・否 |
| ケ　「宅地建物取引業法第 65 条第２項又は第４項の規定による業務の停止命令を受けている者」に該当しない | 適・否 |
| コ　「建築士法第 26 条第２項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者」に該当しない | 適・否 |
| サ　「会社更生法（平成14 年法律第154 号）第17 条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立て（以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第41 条第１項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199 条第１項の更生計画の認可の決定があった場合を除く」に該当しない | 適・否 |
| シ　「民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の第１項又は第２項の規定による再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第33 条第１項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174 条第１項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く」に該当しない | 適・否 |
| ス　「会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成17 年法律第87 号）第64 条による改正前の商法（明治32 年法律第48 号）第381 条第１項（会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者」に該当しない | 適・否 |
| セ　「破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の破産手続開始の申立てをなされている者」に該当しない | 適・否 |
| ソ　「過去１年間の国税、地方税その他公租公課について滞納している者」に該当しない  | 適・否 |
| タ　「能登町建設工事等請負業者の指名停止に関する要綱の規定による競争入札参加資格の指名停止措置を受けている者」に該当しない | 適・否 |
| チ　「能登町における令和７・８年度建設工事・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿に登録されていない者であって、能登町建設工事請負業者の指名停止に関する要綱に係る指名停止等措置基準の別表に掲げる行為（応募書類の受付日から当該別表に掲げる行為毎に、対応する期間を遡った日以後のものに限る。）を行った者」に該当しない | 適・否 |
| ツ　「能登町暴力団排除条例（平成24年３月16日条例第２号）の規定による排除措置を受けている者」に該当しない | 適・否 |
| テ 「本事業の審査委員会の委員又は委員と資本面もしくは人事面において関連がある者」に該当しない | 適・否 |

注：１　適否欄は参加者がチェックすること。

（様式２－６③）

本事業にかかる「事業者募集要項」　第３事業者の参加資格及び選定に関する事項を確認する次の書類を添付してください。

提出する添付資料のチェック欄にチェック（✓）を入れて、本様式も提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 添付資料 | チェック欄 |
| （１） | 事業者の商業登記簿謄本（又は現在事項全部証明書）の写し |  |
| （２） | 事業者の印鑑登録証明書の写し（発効日から３ヶ月以内のもの）※ただし、個人事業者は商業登記簿謄本に代わる書類の提出は不要とする。 |  |
| （３） | 税に関し滞納がないことの証明等の書類を添付すること（納税証明書の写しの最新のものを添付すること）。添付する納税証明書の写しはコピーでも可とする。１．国税（税務署）納税証明書交付請求書にて下記の交付を受け提出すること。個人の場合：「証明書の種類（その３の２）」にて請求する「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納税額がないことの証明書法人の場合：「証明書の種類（その３の３）」にて請求する「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納税額がないことの証明書２．県税（県総合（県税）事務所）納税証明書交付申請書にて下記の申請をし、交付を受け提出すること。使用目的欄：「その他」に ✅ を付け、カッコ内に「能登町買取型復興公営住宅整備事業の応募」と記載する。証明事項欄：「県税全般 滞納がないこと」に ✅ を付ける。３．市町村税（市町村）市町村税は住所を有する市町村が窓口となるので、必要な申請を行い、交付（滞納がないことの証明等）を受け提出すること。 |  |
| （４） | 設計・工事監理業に関する資格を確認する資料建築士法第23条の３第１項の規定に基づく一級建築士事務所登録通知書のコピー |  |
| （５） | 設計・工事監理業の実績を確認する資料（様式２－６①）で記載した主要業務の実績が、明確かつ容易に確認出来る資料（確認済証及び検査済証の写し、ＣＯＲＩＮＳ・ＴＥＣＲＩＳ実績の写し、契約書の写し等） |  |

（様式２－７①）

# 資格確認調書（工事監理企業）

### １ 基本要件

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 建築士事務所 |  | 名 |  | 称 |  |  |  | 適・否 |
| 所 在 地 |  |
| 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別 |  |
| 登 録 申 請 者 | 氏名又は名称 |  |
| 住所又は事務所所在地 |  |
| 登 録 年 月 日 |  |  |  |  | 〇〇 | 年 | 月 | 日 |  |  |
| 登 | 録 | 番 | 号 |  |
| 有 | 効 | 期 | 間 | 〇〇 |  | 年 |  | 月 | 日から | 令和 | 年 | 月 | 日まで |
| 建築士在籍数 | 一 級 |  | － |
| 二 級 |  |
| 工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係がある管理技術者の配置 | 適・否 |

**２ 主要業務の実績**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 業 務 名 |  | 適・否 |
| 工事場所  |  |
| 建築主名  |  |
| 延べ面積  | ㎡ | 階 数 |  |
| 構 造 |  | 戸 数 | 戸 |
| 業務期間  | 〇〇 年 月 日から | 令和 年 月 日まで |
| 備 考 |  |
| ２ | 業 務 名 |  | 適・否 |
| 工事場所  |  |
| 建築主名  |  |
| 延べ面積  | ㎡ | 階 数 |  |
| 構 造 |  | 戸 数 | 戸 |
| 業務期間  | 〇〇 年 月 日から | 令和 年 月 日まで |
| 備 考 |  |
| 記載した主要業務の実績が、明確かつ容易に確認出来る資料の添付 | 適・否 |

・平成27年４月１日から令和７年３月31日までの10年間に元請けとして受注し完了した、３階建て以上の共同住宅（10 戸以上）の建築物の新築工事監理業務の実績を記入すること。

・平成27年４月１日から令和７年３月31日までの10年間に元請けとして受注し完了した、施設等の解体撤去に係る工事監理業務の実績を記入すること。

注：１ 適否欄は参加者がチェックすること。

注：２ 建築士法第 23 条の３第１項の規定に基づく一級建築士事務所登録通知書のコピーを添付すること。

注：３ 記載した主要業務の実績が、明確かつ容易に確認出来る資料を添付すること。

（確認済証及び検査済証の写し、ＣＯＲＩＮＳ・ＴＥＣＲＩＳ実績の写し、契約書の写し等）

注：４ 複数の実績は要しません。予備としての記入は可能です。

（様式２－７②）

### ３　応募者の共通の資格要件

本事業にかかる「事業者募集要項」　第３ 事業者の参加資格及び選定に関する事項「１ 応募する事業者の備えるべき参加資格要件」を満たすことを誓約します。

|  |  |
| --- | --- |
| 応募者の共通の資格要件 | 資格要件の適合 |
| ア　「成年被後見人」に該当しない | 適・否 |
| イ　「民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第３条第３項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第89 号）第 11 条に規定する準禁治産者」に該当しない | 適・否 |
| ウ　「被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの 」に該当しない | 適・否 |
| エ　「民法第 17 条第１項の規定による契約締結に関する同意付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの 」に該当しない | 適・否 |
| オ　「営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの」に該当しない | 適・否 |
| カ　「破産法（平成 16 年６月２日法律第 75 号）第 256 条による復権の決定を受けていない者」に該当しない | 適・否 |
| キ　「地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者」に該当しない | 適・否 |
| ク　「建設業法第 28 条第３項又は第５項の規定による営業停止命令を受けている者」に該当しない | 適・否 |
| ケ　「宅地建物取引業法第 65 条第２項又は第４項の規定による業務の停止命令を受けている者」に該当しない | 適・否 |
| コ　「建築士法第 26 条第２項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者」に該当しない | 適・否 |
| サ　「会社更生法（平成14 年法律第154 号）第17 条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立て（以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第41 条第１項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199 条第１項の更生計画の認可の決定があった場合を除く」に該当しない | 適・否 |
| シ　「民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の第１項又は第２項の規定による再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第33 条第１項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174 条第１項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く」に該当しない | 適・否 |
| ス　「会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成17 年法律第87 号）第64 条による改正前の商法（明治32 年法律第48 号）第381 条第１項（会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者」に該当しない | 適・否 |
| セ　「破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の破産手続開始の申立てをなされている者」に該当しない | 適・否 |
| ソ　「過去１年間の国税、地方税その他公租公課について滞納している者」に該当しない  | 適・否 |
| タ　「能登町建設工事等請負業者の指名停止に関する要綱の規定による競争入札参加資格の指名停止措置を受けている者」に該当しない | 適・否 |
| チ　「能登町における令和７・８年度建設工事・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿に登録されていない者であって、能登町建設工事請負業者の指名停止に関する要綱に係る指名停止等措置基準の別表に掲げる行為（応募書類の受付日から当該別表に掲げる行為毎に、対応する期間を遡った日以後のものに限る。）を行った者」に該当しない | 適・否 |
| ツ　「能登町暴力団排除条例（平成24年３月16日条例第２号）の規定による排除措置を受けている者」に該当しない | 適・否 |
| テ 「本事業の審査委員会の委員又は委員と資本面もしくは人事面において関連がある者」に該当しない | 適・否 |

注：１　適否欄は参加者がチェックすること。

（様式２－７③）

本事業にかかる「事業者募集要項」　第３事業者の参加資格及び選定に関する事項を確認する次の書類を添付してください。

提出する添付資料のチェック欄にチェック（✓）を入れて、本様式も提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 添付資料 | チェック欄 |
| （１） | 事業者の商業登記簿謄本（又は現在事項全部証明書）の写し |  |
| （２） | 事業者の印鑑登録証明書の写し（発効日から３ヶ月以内のもの）※ただし、個人事業者は商業登記簿謄本に代わる書類の提出は不要とする。 |  |
| （３） | 税に関し滞納がないことの証明等の書類を添付すること（納税証明書の写しの最新のものを添付すること）。添付する納税証明書の写しはコピーでも可とする。１．国税（税務署）納税証明書交付請求書にて下記の交付を受け提出すること。個人の場合：「証明書の種類（その３の２）」にて請求する「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納税額がないことの証明書法人の場合：「証明書の種類（その３の３）」にて請求する「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納税額がないことの証明書２．県税（県総合（県税）事務所）納税証明書交付申請書にて下記の申請をし、交付を受け提出すること。使用目的欄：「その他」に ✅ を付け、カッコ内に「能登町買取型復興公営住宅整備事業の応募」と記載する。証明事項欄：「県税全般 滞納がないこと」に ✅ を付ける。３．市町村税（市町村）市町村税は住所を有する市町村が窓口となるので、必要な申請を行い、交付（滞納がないことの証明等）を受け提出すること。 |  |
| （４） | 工事監理業に関する資格を確認する資料建築士法第23条の３第１項の規定に基づく一級建築士事務所登録通知書のコピー |  |
| （５） | 工事監理業務の実績を確認する資料（様式２－７①）で記載した主要業務の実績が、明確かつ容易に確認出来る資料（確認済証及び検査済証の写し、ＣＯＲＩＮＳ・ＴＥＣＲＩＳ実績の写し、契約書の写し等） |  |

（様式２－８①）

# 資格確認調書（建設企業）

### １ 基本要件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 商 号 又 は 名 称 |  | 適・否 |
| 代 表 者 氏 名 |  |
| 許 可 番 号 |  |
| 許可の有効期限  |  |
| 建 設 業 の 種 類 |  |
| 建設業許可通知書のコピーの添付 | 適・否 |

**２ 主要業務の実績**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 業 務 名 |  | 適・否 |
| 工事場所  |  |
| 建築主名  |  |
| 延べ面積  | ㎡ | 階 数 |  |
| 構 造 |  | 戸 数 | 戸 |
| 業務期間  | 〇〇 年 月 日から | 令和 年 月 日まで |
| 備 考 |  |
| ２ | 業 務 名 |  | 適・否 |
| 工事場所  |  |
| 建築主名  |  |
| 延べ面積  | ㎡ | 階 数 |  |
| 構 造 |  | 戸 数 | 戸 |
| 業務期間  | 〇〇 年 月 日から | 令和 年 月 日まで |
| 備 考 |  |
| 記載した主要業務の実績が、明確かつ容易に確認出来る資料の添付 | 適・否 |

・平成27年４月１日から令和７年３月31日までの10年間に元請けとして受注し完了した、３階建て以上の共同住宅（10 戸以上）の新築施工業務の実績を記入すること。

・平成27年４月１日から令和７年３月31日までの10年間に元請けとして受注し完了した、施設等の解体撤去に係る工事の実績を記入すること。

注：１ 適否欄は参加者がチェックすること。

注：２ 建設業法第３条の規定に基づく建設業許可通知書のコピーを添付すること

注：３ 記載した主要業務の実績が、明確かつ容易に確認出来る資料を添付すること。

（確認済証及び検査済証の写し、ＣＯＲＩＮＳ・ＴＥＣＲＩＳ実績の写し、契約書の写し等）

注：４ 構成事業者ごとに、複写のうえ記入すること。（複数頁可）

注：５ 複数の実績は要しません。予備としての記入は可能です。

（様式２－８②）

### ３　応募者の共通の資格要件

本事業にかかる「事業者募集要項」　第３ 事業者の参加資格及び選定に関する事項「１ 応募する事業者の備えるべき参加資格要件」を満たすことを誓約します。

|  |  |
| --- | --- |
| 応募者の共通の資格要件 | 資格要件の適合 |
| ア　「成年被後見人」に該当しない | 適・否 |
| イ　「民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第３条第３項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第89 号）第 11 条に規定する準禁治産者」に該当しない | 適・否 |
| ウ　「被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの 」に該当しない | 適・否 |
| エ　「民法第 17 条第１項の規定による契約締結に関する同意付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの 」に該当しない | 適・否 |
| オ　「営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの」に該当しない | 適・否 |
| カ　「破産法（平成 16 年６月２日法律第 75 号）第 256 条による復権の決定を受けていない者」に該当しない | 適・否 |
| キ　「地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者」に該当しない | 適・否 |
| ク　「建設業法第 28 条第３項又は第５項の規定による営業停止命令を受けている者」に該当しない | 適・否 |
| ケ　「宅地建物取引業法第 65 条第２項又は第４項の規定による業務の停止命令を受けている者」に該当しない | 適・否 |
| コ　「建築士法第 26 条第２項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者」に該当しない | 適・否 |
| サ　「会社更生法（平成14 年法律第154 号）第17 条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立て（以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第41 条第１項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199 条第１項の更生計画の認可の決定があった場合を除く」に該当しない | 適・否 |
| シ　「民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の第１項又は第２項の規定による再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第33 条第１項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174 条第１項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く」に該当しない | 適・否 |
| ス　「会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成17 年法律第87 号）第64 条による改正前の商法（明治32 年法律第48 号）第381 条第１項（会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者」に該当しない | 適・否 |
| セ　「破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の破産手続開始の申立てをなされている者」に該当しない | 適・否 |
| ソ　「過去１年間の国税、地方税その他公租公課について滞納している者」に該当しない  | 適・否 |
| タ　「能登町建設工事等請負業者の指名停止に関する要綱の規定による競争入札参加資格の指名停止措置を受けている者」に該当しない | 適・否 |
| チ　「能登町における令和７・８年度建設工事・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿に登録されていない者であって、能登町建設工事請負業者の指名停止に関する要綱に係る指名停止等措置基準の別表に掲げる行為（応募書類の受付日から当該別表に掲げる行為毎に、対応する期間を遡った日以後のものに限る。）を行った者」に該当しない | 適・否 |
| ツ　「能登町暴力団排除条例（平成24年３月16日条例第２号）の規定による排除措置を受けている者」に該当しない | 適・否 |
| テ 「本事業の審査委員会の委員又は委員と資本面もしくは人事面において関連がある者」に該当しない | 適・否 |

注：１　適否欄は参加者がチェックすること。

（様式２－８③）

本事業にかかる「事業者募集要項」　第３事業者の参加資格及び選定に関する事項を確認する次の書類を添付してください。

提出する添付資料のチェック欄にチェック（✓）を入れて、本様式も提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 添付資料 | チェック欄 |
| （１） | 事業者の商業登記簿謄本（又は現在事項全部証明書）の写し |  |
| （２） | 事業者の印鑑登録証明書の写し（発効日から３ヶ月以内のもの）※ただし、個人事業者は商業登記簿謄本に代わる書類の提出は不要とする。 |  |
| （３） | 税に関し滞納がないことの証明等の書類を添付すること（納税証明書の写しの最新のものを添付すること）。添付する納税証明書の写しはコピーでも可とする。１．国税（税務署）納税証明書交付請求書にて下記の交付を受け提出すること。個人の場合：「証明書の種類（その３の２）」にて請求する「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納税額がないことの証明書法人の場合：「証明書の種類（その３の３）」にて請求する「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納税額がないことの証明書２．県税（県総合（県税）事務所）納税証明書交付申請書にて下記の申請をし、交付を受け提出すること。使用目的欄：「その他」に ✅ を付け、カッコ内に「能登町買取型復興公営住宅整備事業の応募」と記載する。証明事項欄：「県税全般 滞納がないこと」に ✅ を付ける。３．市町村税（市町村）市町村税は住所を有する市町村が窓口となるので、必要な申請を行い、交付（滞納がないことの証明等）を受け提出すること。 |  |
| （４） | 建築工事業に関する資格を確認する資料建設業法第３条の規定に基づく建設業許可通知書のコピー |  |
| （５） | 建築工事業の実績を確認する資料（解体撤去業務の実績を確認する資料を含む）（様式２－８①）で記載した主要業務の実績が、明確かつ容易に確認出来る資料（確認済証及び検査済証の写し、ＣＯＲＩＮＳ・ＴＥＣＲＩＳ実績の写し、契約書の写し等 |  |

（様式２－９①）

# 資格確認調書（売買企業）

### １ 基本要件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 商号又は名称  |  | 適・否 |
| 代 | 表 | 者 | 氏 | 名 |  |
| 主たる事務所  |  |
| 免 | 許 | 証 | 番 | 号 |  |
| 有 | 効 |  | 期 | 間 | 〇〇 |  | 年 | 月 | 日から | 令和 | 年 | 月 | 日まで |
| 専建 | 任物 | の取 | 宅引 | 地士 |  | 氏 | 名 |  |  | － |
| 登録番号 |  |
| 宅地建物取引業者免許証及び宅地建物取引士証のコピーの添付 | 適・否 |

注：１ 適否欄は参加者がチェックすること。

注：２ 宅地建物取引業法第３条第１項の規定に基づく宅地建物取引業者免許証及び同法第22 条の２第１項に基づく宅地建物取引士証のコピーを添付すること。

（様式２－９②）

### ３　応募者の共通の資格要件

本事業にかかる「事業者募集要項」　第３ 事業者の参加資格及び選定に関する事項「１ 応募する事業者の備えるべき参加資格要件」を満たすことを誓約します。

|  |  |
| --- | --- |
| 応募者の共通の資格要件 | 資格要件の適合 |
| ア　「成年被後見人」に該当しない | 適・否 |
| イ　「民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第３条第３項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第89 号）第 11 条に規定する準禁治産者」に該当しない | 適・否 |
| ウ　「被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの 」に該当しない | 適・否 |
| エ　「民法第 17 条第１項の規定による契約締結に関する同意付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの 」に該当しない | 適・否 |
| オ　「営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの」に該当しない | 適・否 |
| カ　「破産法（平成 16 年６月２日法律第 75 号）第 256 条による復権の決定を受けていない者」に該当しない | 適・否 |
| キ　「地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者」に該当しない | 適・否 |
| ク　「建設業法第 28 条第３項又は第５項の規定による営業停止命令を受けている者」に該当しない | 適・否 |
| ケ　「宅地建物取引業法第 65 条第２項又は第４項の規定による業務の停止命令を受けている者」に該当しない | 適・否 |
| コ　「建築士法第 26 条第２項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者」に該当しない | 適・否 |
| サ　「会社更生法（平成14 年法律第154 号）第17 条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立て（以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第41 条第１項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199 条第１項の更生計画の認可の決定があった場合を除く」に該当しない | 適・否 |
| シ　「民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の第１項又は第２項の規定による再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第33 条第１項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174 条第１項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く」に該当しない | 適・否 |
| ス　「会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成17 年法律第87 号）第64 条による改正前の商法（明治32 年法律第48 号）第381 条第１項（会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者」に該当しない | 適・否 |
| セ　「破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の破産手続開始の申立てをなされている者」に該当しない | 適・否 |
| ソ　「過去１年間の国税、地方税その他公租公課について滞納している者」に該当しない  | 適・否 |
| タ　「能登町建設工事等請負業者の指名停止に関する要綱の規定による競争入札参加資格の指名停止措置を受けている者」に該当しない | 適・否 |
| チ　「能登町における令和７・８年度建設工事・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿に登録されていない者であって、能登町建設工事請負業者の指名停止に関する要綱に係る指名停止等措置基準の別表に掲げる行為（応募書類の受付日から当該別表に掲げる行為毎に、対応する期間を遡った日以後のものに限る。）を行った者」に該当しない | 適・否 |
| ツ　「能登町暴力団排除条例（平成24年３月16日条例第２号）の規定による排除措置を受けている者」に該当しない | 適・否 |
| テ 「本事業の審査委員会の委員又は委員と資本面もしくは人事面において関連がある者」に該当しない | 適・否 |

注：１　適否欄は参加者がチェックすること。

（様式２－９③）

本事業にかかる「事業者募集要項」　第３事業者の参加資格及び選定に関する事項を確認する次の書類を添付してください。

提出する添付資料のチェック欄にチェック（✓）を入れて、本様式も提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 添付資料 | チェック欄 |
| （１） | 事業者の商業登記簿謄本（又は現在事項全部証明書）の写し |  |
| （２） | 事業者の印鑑登録証明書の写し（発効日から３ヶ月以内のもの）※ただし、個人事業者は商業登記簿謄本に代わる書類の提出は不要とする。 |  |
| （３） | 税に関し滞納がないことの証明等の書類を添付すること（納税証明書の写しの最新のものを添付すること）。添付する納税証明書の写しはコピーでも可とする。１．国税（税務署）納税証明書交付請求書にて下記の交付を受け提出すること。個人の場合：「証明書の種類（その３の２）」にて請求する「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納税額がないことの証明書法人の場合：「証明書の種類（その３の３）」にて請求する「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納税額がないことの証明書２．県税（県総合（県税）事務所）納税証明書交付申請書にて下記の申請をし、交付を受け提出すること。使用目的欄：「その他」に ✅ を付け、カッコ内に「能登町買取型復興公営住宅整備事業の応募」と記載する。証明事項欄：「県税全般 滞納がないこと」に ✅ を付ける。３．市町村税（市町村）市町村税は住所を有する市町村が窓口となるので、必要な申請を行い、交付（滞納がないことの証明等）を受け提出すること。 |  |
| （４） | 宅地建物取引業に関する資格を確認する資料宅地建物取引業法第３条第１項の規定に基づく宅地建物取引業者免許証及び同法第22条の２第１項に基づく宅地建物取引士証のコピー |  |

（様式３－１）注：単体企業の場合

# 提案書提出書

令和 年 月 日

能登町長 吉田 義法 様

提出者

所在地 ：

商号又は名称 ：

代表者氏名 ： 印

連絡担当者

所属 ：

氏名 ：

電話番号 ：

（携帯電話等注：1） ：

Ｅ－ｍａｉｌ ：

「能登町買取型復興公営住宅整備事業（（仮称）宇出津・松波団地）」について、事業者募集要項に基づき別添のとおり提案書を提出します。

注：１ 「携帯電話等」欄には、休日等において連絡可能な番号を記載すること。

注：２ 提出期間：令和７年10月６日（月）～令和７年10月27日（月）午後４時必着

（様式３－１）注：連合体の場合

# 提案書提出書

令和 年 月 日

能登町長 吉田 義法 様

提出者

所在地 ：

注：代表企業の本店所在地を記入

商号又は名称 ：

注：連合体名を記入

代表企業 ：

代表者氏名 ： 印

連絡担当者

所属 ：

氏名 ：

電話番号 ：

（携帯電話等注：1） ：

Ｅ－ｍａｉｌ

「能登町買取型復興公営住宅整備事業（（仮称）宇出津・松波団地）」について、事業者募集要項に基づき別添のとおり提案書を提出します。

注：１「携帯電話等」欄には、休日等においても連絡可能な番号を記載すること。

注：２ 提出期間：令和７年10月６日（月）～令和７年10月27日（月）午後４時必着

（様式３－２）

# 基本事項の適格審査チェックリスト

| 項 目 | 確認事項 | チェック欄 |
| --- | --- | --- |
| 提出者 | 町 |
| 供給能力 | 1.住宅供給体制 | 予定戸数を供給する体制は十分か。 |  |  |
| 2.引渡し期日 | 令和９年３月下旬までに引渡し可能か。 |  |  |
| 3.資金調達 | 自己資金及び銀行等からの融資など、事業中の資金調達が適切に計画されているか。 |  |  |
| 復興公営住宅等に関する要求水準（宇出津団地） | 1. 施設整備内容 | 構造・階数の条件を満たしているか。 |  |  |
| 「土地利用方針図」に基づいているか。 |  |  |
| 住戸タイプの条件を満たしているか。・Ｓタイプ（50～55㎡ ２ＤＫ）9 戸・Ｍタイプ（58～63㎡ ２ＬＤＫ又は３ＤＫ）12 戸・Ｌタイプ（68～73㎡ ３ＤＫ）9 戸（各タイプの戸数は±１戸の変更は可能） |  |  |
| 付帯施設等は条件を満たしているか。 |  |  |
| 住宅性能に関する事項は、能登町営住宅等整備基準に関する要綱および能登町復興公営住宅設計標準と同等あるいはそれ以上となっているか。 |  |  |
| 復興公営住宅等に関する要求水準（松波団地） | 1. 施設整備内容 | 構造・階数の条件を満たしているか。 |  |  |
| 「土地利用方針図」に基づいているか。 |  |  |
| 住戸タイプの条件を満たしているか。・Ｓタイプ（50～55㎡ ２ＤＫ）6 戸・Ｍタイプ（58～63㎡ ２ＬＤＫ又は３ＤＫ）12 戸・Ｌタイプ（68～73㎡ ３ＤＫ）9 戸（各タイプの戸数は±１戸の変更は可能） |  |  |
| 付帯施設等は条件を満たしているか。 |  |  |
| 住宅性能に関する事項は、能登町営住宅等整備基準に関する要綱および能登町復興公営住宅設計標準と同等あるいはそれ以上となっているか。 |  |  |
| 工期•価格 | 1.住宅等の建設工期 | 募集要項で示した事業スケジュールを遵守した内容となっているか。 |  |  |
| 2.住宅等の売買価格 | 事業者募集要項で示した提案上限額以下となっているか。 |  |  |
| その他 | 1.関係法令への適合 | 建築基準法等関係法令の規定に対して、重大な不適合箇所がないか。 |  |  |
| 2.その他 | 事業者募集要項で示したその他の条件に対して、重大な不適合箇所がないか。 |  |  |

注：提出者チェック欄は、応募する事業者自身が要件を満たしているかを確認したうえでチェックすること。

（様式３－３①）

# 建設工期・売買価格提案書

### １ 住宅等の建設工期

|  |  |
| --- | --- |
| 建設工期（様式３－８事業工程表と整合させること） | 令和○○年○○月○○日限り |
| 注：１ 建設工期は、事業着手日から基本協定書（案）第 2４ 条の完成検査が完了するまでであり、基本協定書（案）第 2５ 条の買取検査（住宅等の引渡し）が完了するまでではないので、注意すること。また、公募上の建設工期は、令和９年３月１９日のため、遵守すること。注：2 調査（地質調査等）、設計（基本設計及び実施設計）、建築確認（建築基準法第６条）、住宅性能評価（住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の規定に基づく設計及び建設住宅性能評価）の審査、既存施設等の解体撤去等に要する期間を含むこと。注：３ 地縄張り作業や丁張り作業、仮設物（仮設トイレ・仮設事務所・仮囲い等）設置作業期間及び年末年始等の休工日を含むこと。 |

**２ 住宅等の売買価格のうち審査対象額**

|  |  |
| --- | --- |
| 住宅等の売買価格のうち審査対象額（２団地合計　(A)＋(B)） | 円 |
| （宇出津団地の審査対象額）　　注１住宅本体工事等（　　　　　　　　円）　＋　屋外付帯施設整備費（　　　　　　　　　円）+その他必要費用（　　　　　　　　円）　　　　＝　　　　　　　　　円（A） |
| （松波団地の審査対象額）　　注１住宅本体工事等（　　　　　　　　円）　＋　屋外付帯施設整備費、敷地整備費（　　　　　　　　　円）+その他必要費用（　　　　　　　　円）　　　　＝　　　　　　　　　円（B） |
| 注：１ 審査対象額は、宇出津団地は、「様式３-３②１ 住宅本体工事等の売買価格内訳の合計（(1)+(2)+(3)）」と「様式３-３②２ その他整備費の売買価格内訳のうち、屋外付帯施設整備費、その他必要費用」の合計とすること。松波団地は、「様式３-３②１ 住宅本体工事等の売買価格内訳の合計（(1)+(2)+(3)）」と「様式３-３②２ その他整備費の売買価格内訳のうち、屋外付帯施設整備費、敷地整備費、その他必要費用」の合計とすること。注：2 売買価格は、住宅本体工事等の売買価格及びその他整備費の売買価格を参考とし、町と選定事業者で協議のうえ、売買契約締結までに確定するものとする。 |

（様式３－３②）

# 売買価格提案書（内訳）

### 【宇出津団地】

### １ 住宅本体工事等の売買価格 内訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事 項 | 売買価格（円）（消費税含む） | 備 考 |
| １ 設計・工事監理費 |
|  | 設計費 | 円 | 地質調査費含む |
| 工事監理費 | 円 |  |
| 小 計 ⑴ | 円 | 注１ |
| ２ 住宅本体工事費（エレベーターを含む） |
|  | 建築工事 | 円 | 杭工事、地盤改良工事は含まない |
| 電気設備工事 | 円 |  |
| 機械設備工事 | 円 |  |
| 算出根拠 | １戸当たり平均床面積 ㎡ |  |
| 小 計 ⑵ | 円 | 注２ |
| ３ 集会所工事費 ⑶ | 円 | 杭工事、地盤改良工事は含まない |
| 合 計 ( ⑴+⑵+⑶) | 円 | 注３、注４ |

注：１ 事業者募集要項【別表１】提案額等の内訳の「１ 設計・工事監理費」を提案上限額とする。

注：２ 事業者募集要項【別表１】提案額等の内訳の「２ 住宅本体工事費」を提案上限額とする。

注：３ 事業者募集要項【別表１】提案額等の内訳の「1，2　合計( ⑴+⑵)」を提案上限額とする。

注：４ １　住宅本体工事等の売買価格　内訳と２　その他整備費の売買価格　内訳の合計額が、事業者募集要項【別表１】提案額等の内訳の合計（１～７）の上限額を超えないこと。

### ２ その他整備費の売買価格 内訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事 項 | 売買価格（円）（消費税含む） | 備 考 |
| 屋外付帯施設整備費 | 円 | 注１ |
| 杭工事費、地盤改良工事費 | 円 |  |
| 敷地整備費（既存施設等の解体撤去費を含む） | 円 |  |
| その他必要費用 | 円 |  |
| 合 計 | 円 | 注2 |

注：１ 事業者募集要項【別表１】提案額等の内訳の「３　屋外付帯施設整備費」を提案上限額とする。

注：2 １　住宅本体工事等の売買価格　内訳と２　その他整備費の売買価格　内訳の合計額が、事業者募集要項【別表１】提案額等の内訳の合計（１～７）の上限額を超えないこと。

### 【松波団地】

### １ 住宅本体工事等の売買価格 内訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事 項 | 売買価格（円）（消費税含む） | 備 考 |
| １ 設計・工事監理費 |
|  | 設計費 | 円 | 地質調査費含む |
| 工事監理費 | 円 |  |
| 小 計 ⑴ | 円 | 注１ |
| ２ 住宅本体工事費（エレベーターを含む） |
|  | 建築工事 | 円 | 杭工事、地盤改良工事は含まない |
| 電気設備工事 | 円 |  |
| 機械設備工事 | 円 |  |
| 算出根拠 | １戸当たり平均床面積 ㎡ |  |
| 小 計 ⑵ | 円 | 注２ |
| ３ 集会所工事費 ⑶ | 円 | 杭工事、地盤改良工事は含まない |
| 合 計 ( ⑴+⑵+⑶) | 円 | 注３、注４ |

注：１ 事業者募集要項【別表１】提案額等の内訳の「１ 設計・工事監理費」を提案上限額とする。

注：２ 事業者募集要項【別表１】提案額等の内訳の「２ 住宅本体工事費」を提案上限額とする。

注：３ 事業者募集要項【別表１】提案額等の内訳の「1，2　合計( ⑴+⑵)」を提案上限額とする。

注：４ １　住宅本体工事等の売買価格　内訳と２　その他整備費の売買価格　内訳の合計額が、事業者募集要項【別表１】提案額等の内訳の合計（１～６）の上限額を超えないこと。

### ２ その他整備費の売買価格 内訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事 項 | 売買価格（円）（消費税含む） | 備 考 |
| 屋外付帯施設整備費、敷地整備費 | 円 | 注１ |
| 杭工事費、地盤改良工事費 | 円 |  |
| その他必要費用 | 円 |  |
| 合 計 | 円 | 注2 |

注：１ 事業者募集要項【別表１】提案額等の内訳の「３　屋外付帯施設整備費、敷地整備費」を提案上限額とする。

注：2 １　住宅本体工事等の売買価格　内訳と２　その他整備費の売買価格　内訳の合計額が、事業者募集要項【別表１】提案額等の内訳の合計（１～６）の上限額を超えないこと。

（様式３－4）

# 資金調達計画書

（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業資金調達内訳（円） | 事業費総額 |  |
| 自己資金 |  |
| 借入金 |  |
| その他 |  |
| 合 計 |  |
| 上記借入金調達予定先① | 所在地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 調達予定額 |  |
| 担当者（役職等） |  |
| ＴＥＬ |  |
| 上記借入金調達予定先② | 所在地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 調達予定額 |  |
| 担当者（役職等） |  |
| ＴＥＬ |  |

注：１ 　調達予定先が２以上ある場合には、適時行を追加して記載すること。（複数頁可。）

注：２ 自己資金については、預金残高証明等、自己資金残高を示すものを本様式に添付すること。なお、副本にはコピーを添付すること。

注：３ 資金調達は、単体企業又は連合体としての調達とする。

注：４ 資金調達予定先からの融資承諾書（融資証明依頼書）もしくは関心表明書を提出すること。また、審査段階で、調達予定先への確認を行うこともある。

（様式３－5）

# 事業実施体制に関する提案書【○○団地】

（注意事項）

＜提案の視点＞

・事業実施の確実性

・県内（地域）の住宅生産者が連携した住宅等の供給体制

○直近の経営事項審査における建築工事業の完成工事高を記載すること。

○文章を補完するために組織体制図等も使用可とする。

〇提案内容は、できる限り箇条書きで簡潔明瞭に記載すること。

〇用紙は、団地毎に、Ａ４版タテ１枚とする。

〇記載する文字の大きさは原則として 10 ポイント以上とする。

※本様式の作成に当たっては、この注意事項の欄を削除すること。

（様式３－6）

# 住まい・まちづくりに関する提案書【○○団地】

（注意事項）

＜提案の視点＞

・入居者の利便性と快適性の確保

・入居者の安全ならびに周辺・隣接地への配慮

・高齢者等への配慮・コミュニティ形成への配慮

・長期にわたり町の財産として有効活用できる工夫

・景観形成への配慮

・環境負荷・ライフサイクルコストの低減等への配慮

※提案書の作成に当たっては、住戸内部の設計、住棟配置、屋外計画などを、単体で考えることなく、それらが有機的かつ緻密に呼応して、計画の基本方針で示した要求事項を実現するものとされたい。

〇住棟の全体配置計画図、平面図及び立面図等を提案すること。

〇住戸のタイプ別平面図を提案すること。

○住戸タイプ別戸数などの数値で示せる提案事項は表で簡潔に示すこと。

〇各事業者の独自提案を記載し、図面等と一体的・効果的に提案内容をアピールすること。

〇文章を補完するために写真、イラスト、図、模型写真等も使用可とする。

〇提案内容はできる限り箇条書きで記載し、下線等により提案内容のポイントを示すこと

○履行の確実性、実効性に疑義がある内容、曖昧な表現を用いた内容は記述しないこと。

〇用紙は、団地毎に、各Ａ３版ヨコ３枚以内とする。

〇記載する文字の大きさは原則として 10 ポイント以上とする。

※本様式の作成に当たっては、この注意事項の欄を削除すること。

（様式３－7）

# 施工計画に関する提案書【○○団地】

（注意事項）

＜提案の視点＞

・施工管理、品質確保

・安全対策、周辺への配慮

〇各事業者の独自提案を記載し、図面等と一体的・効果的に提案内容をアピールすること。

〇文章を補完するために写真、イラスト、図、模型写真等も使用可とする。

〇提案内容は、できる限り箇条書きで簡潔明瞭に記載すること。

〇用紙は、団地毎に、Ａ４版タテ１枚とする。

〇記載する文字の大きさは原則として 10 ポイント以上とする。

※本様式の作成に当たっては、この注意事項の欄を削除すること。

（様式３－8）

# 事業工程表【○○団地】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年月項目 | 令和７（2025）年度 | 令和８（2026）年度 |
| 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 地質調査等 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 解体撤去 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 基本設計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 実施設計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 確認申請 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 性能評価 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 工事施工 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 完成検査 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

注：１ 各項目の実施期間を実線で示し、日付を明示すること。また、各種申請、検査、工事着手、完了時期等を明示すること。

注：２ 建設工期は、事業着手日から基本協定書（案）第 2４ 条完成検査が完了するまでであり、基本協定書（案）第 2５ 条の買取検査（住宅等の引渡し）が完了するまでではないので、注意すること。また、公募上の建設工期は、令和９年３月19日のため、遵守すること。

注：３ 各項目は例示であり、適宜欄を追加し、事業者の提案に応じた内容とすること。

注：４ 団地毎に、各Ａ４版で横１枚に整理する。